

東日本大震災に関する税制上の追加措置について (相続税・贈与税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により被災された方については、相続税又は贈与税に関して、パンフレット相01「東日本大震災により被害を受けた方へ」の措置のほか、新たに次のような税制上の措置が追加されました。

1 震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例

①震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下「滅失等」といいます。）をした住宅又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方（居住しようとしていた方を含みます。以下同じです。）が、次に掲げる期間内に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、1,000万円までの金額について贈与税が非課税となります。

(注) 過去に一般の「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」の適用を受けた方であっても、原則として新たに贈与を受けた住宅取得等資金についてこの特例の適用を受けることができます。

また、下記の(1)又は(2)の期間内に贈与を受けた住宅取得等資金については、一般の「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」と重ねてこの特例の適用を受けることはできません。

(1) 震災により滅失等をした住宅に居住していた方

平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間

(2) 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方

その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの期間

(注) 「警戒区域設定指示等の対象区域」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、警戒区域、避難指示区域又は計画的避難区域として指示がされていた又はされている区域をいいます。以下同じです。

2 「住宅取得等資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例

「住宅取得等資金の贈与税の特例」について、パンフレット相01の「4」に掲げる特例のほか、次の措置が講じられました。

特例の対象となる住宅が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在しており、警戒区域設定指示等により平成23年12月31日（平成23年1月1日から平成23年3月10日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた場合には平成24年12月31日）までに入居できなくなった場合には、入居要件が免除されます。

(注) この特例は、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間の贈与が対象となります。

- このパンフレットは、平成23年12月14日現在の法令に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、この震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。

3 震災に係る非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例

震災により被害を受けた会社に係る非上場株式等について、相続税・贈与税の納税猶予の適用を受ける場合には、次に掲げる適用対象となる会社の認定の時期に応じて、事業継続要件等が緩和されます。

(1) 平成23年3月10日以前に相続又は贈与により非上場株式等を取得し、経済産業大臣の認定を受けている会社

① 震災により受けた次のイからハの被害の態様に応じて、下図のとおり事業継続要件の一部が緩和され、納税猶予を継続することができます。

イ 被害を受けた資産が総資産の30%以上である場合

ロ 被災した事業所で雇用されていた従業員数が従業員総数の20%以上である場合

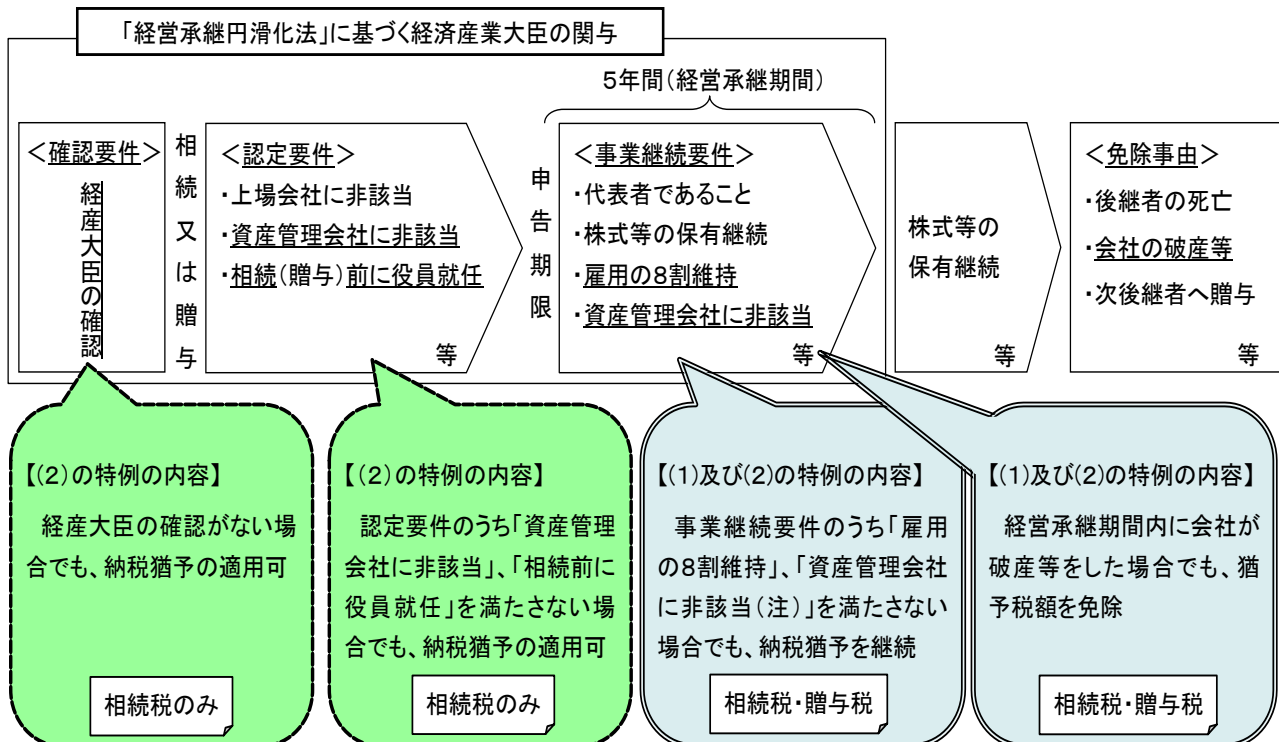
ハ 震災後6か月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合

② これらの被害を受けた会社が破産等をした場合には、経営承継期間内（特例適用後5年以内）であっても猶予税額が免除されます。

(2) 平成23年3月11日から平成24年6月13日までの間に相続により非上場株式等を取得し、経済産業大臣の認定を受けようとする会社

その会社が上記(1)①のイからハのいずれかに該当する場合には、経済産業大臣による確認要件及び認定要件の一部が緩和されます。また、認定後については、上記(1)と同様の措置があります。

震災に係る非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例の概要（イメージ図）



（注）「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が貸借対照表上に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社など一定の会社をいいます。また、経営承継期間経過後の一定期間中に資産管理会社に該当した場合であっても、納税猶予が継続される場合があります。